

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年 9月 2日(月曜日)

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時16分

---

○会議に付した事件

1. 白老町財政健全化に関する調査について

---

○出席議員(12名)

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	大渕紀夫君	委員	松田謙吾君
委員	西田・子君	委員	広地紀彰君
委員	吉谷一孝君	委員	本間広朗君
委員	前田博之君	委員	及川保君
議長	山本浩平君		

---

○欠席議員(1名)

委員 氏家裕治君

---

○説明のため出席した者の職氏名

副町長	白崎浩司君
理事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局行政改革担当課長	須田健一君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総合行政局主幹	高尾利弘君
総合行政局行政改革担当主査	大塩英男君
総合行政局財政改革担当主査	富川英孝君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君

---

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

○委員長（小西秀延君） それでは、白老町の財政健全化に関する調査を行います。

最初に、小委員会の報告をいたします。白老町財政健全化に関する調査特別委員会小委員会小委員長から8月26日に開催した特別委員会の運営に関する協議の結果について報告をしていただきます。

〔小委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○委員（大淵紀夫君） 特別委員長の許可をいただきましたので8月26日に行った小委員会の経過と結果についてご報告いたします。小委員会での協議事項は行財政改革計画策定の進捗状況と特別委員会の進め方についてであります。最初に8月26日の特別委員会において、事務事業の見直しの取り組み項目の説明がありましたが、これからの取り組み項目について小委員会ではさらに議論を深める必要があるとの意見で一致し、定例会9月会議の前の9月2日に特別委員会を開催し再度質疑を行った後、各委員の自由討議により、この事務事業の見直しについて議論することといたしました。次に、行財政改革計画の策定の進捗状況を見ながら特別委員会を進める必要があることから、総合行政局の出席を求め重要な行政課題の改革方針について町長から示される時期を確認いたしました。人件費の抑制、バイオマス燃料化施設、町立病院の方向性などの重要な行政課題については、9月末までに一定の方針がまとまるということでありましたので、10月1日火曜日に特別委員会を開催し、その内容について説明を受けることとしたところであります。

以上、行財政改革計画策定の進捗状況と特別委員会の進め方について、小委員会の報告といたします。

○委員長（小西秀延君） 小委員会の報告がありました。

報告に対し、質疑はございますか。

〔「なし」〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、本日の特別委員会の進め方についてであります。小委員会委員長から報告がありましたが、本日は8月26日の本委員会に提出された事務事業の見直し取り組み項目について調査を行います。調査の方法であります。提出されました事務事業の項目に従って、各委員間の自由討議を中心に議論をしたいと思っております。そのため、8月26日の委員会で質疑を行っておりますが、改めて自由討議を行う前に内容確認等のため、行政に対して質疑を行います。質疑終了後、説明員には退席していただき委員間の自由討議を行います。最後に、示された取り組み項目以外に追加すべきものがあれば、各委員から意見をいただきたいと思っております。以上、本日も配りしています、委員会のレジメに従って会議を進めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

それでは、事務事業の見直し方針、各取り組み項目に対する質疑を行います。

最初に、事務事業の見直し方針についてであります。見直し方針の考え方、見直しの視点が記載されていますが、これらについて質疑がありましたらどうぞ。見直し方針についてはよろしいですか。資料の最終ページでございますが、質疑はなければ、次に移りますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） はい、それでは質疑なしと認めます。

次に、事業の見直しの取り組み項目について質疑を行います。内部管理経費の見直し、事務事業の整理合理化、各種施設の見直し、歳入の確保対策、その他で取り組み項目が示されていますが、内容確認等の質疑を行います。質疑があります方は、その場所をお示しいただき挙手の上どうぞ。

12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） この見直しについての全部の項目を今一括してやるということでもいいですか。何点かお聞きしたいと思います。2番目の事務事業の整理合理化というところなのですが、スズメバチの駆除業務なのですが、これが廃止となると、今までまちが委託してスズメバチ業者がいたと思うのですが、その方がやっていただくのか、それともこれは業者がちゃんといてやっていただくのか、その辺ちゃんとしないと、町民も例えばスズメバチを駆除してくださいと恐らくまちのほうに来ると思います。来てやっていただくのか、直接業者に頼んでやるのか、その辺ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。それと、3番目の総合健康福祉センターの入浴施設の廃止となっていますが、これは何年前にもちょっと削減をして、お湯とか入浴者のお湯が少なくなって入浴するところも少なくなったということもありますけれども、入浴利用者の利用状況というか、例えば減っているから減らすとか、そういうことも考えてのことかもしれません、ちょっと利用者の状況というか、今までの状況をちょっと去年とことしを比較できるものがあればお願いしたいと思います。それと最後に、公衆トイレのことなのですが、大町公衆トイレは老朽化ということで、壊すのかどうかちょっとわからないけれども、ポンアヨロの公衆トイレの廃止なのですが、これも検討中ということなのですが、例えば町内会とか、町内虎杖浜地区の町内のどなたかの団体とか、町内会とか、そういうところに委託してやっていただくという考え方というのはなかったのかどうか。公衆トイレの。これは廃止ですから。ポンアヨロの公衆トイレ、昨年ちょっと不幸な事故もあったのですが、このアヨロ地区の海岸というのは公的にもいろいろと紹介されていますので、そこに来ていただいた方がそこでいろいろ水遊び程度はできると思います。遊泳禁止となっていますので泳いではいけないと思いますけれども、水遊び程度、来てそのときに用を足すとすると、あそこの海岸、山、1軒ありますけれども民家もほとんどない、用を足すところがないので、町内外を問わずいろんな方があそこに来ていただいて楽しんでもらっている場所なので、廃止となると、そういう場合はどうするのかとちょっと心配するところもありますので、その辺をどのような検討をしたのかというのにもちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） それでは、3点ほどあったかと思いますが、まずスズメバチの駆除でございますが、これにつきましては、基本的に町の事業として義務づけられていない単独の事業ということと、他の市町村でも独自で実施しているところが極めて少ないというようなこともありまして、その中から現在町で個人の住宅、そういったところも含めて事業者を除いて行政がこれまで駆除してきたということがございます。今回、この見直しをするに当たっては、基本的には民間処理業者への基本処理へ移行させていただきたいという中で当然その要請というのですか、駆除をするため町内ありましたら、その駆除処理業者の紹介、もしくは町で持っている駆除の防護服の貸し出しだとか、そういったことを踏まえて対応していきたいというふうに考えてございます。そういうことで個人の住宅敷地内または個人の住宅にできたハチの巣については、各自で行っていただく形に変えさせてい

ただくということでございます。次に入浴施設、健康福祉課の入浴施設の関係でございますが、ここに つきましては、これはことし週4日にしてございますので、週4日の細かな利用者人数はちょっと今、把握してございませんが、週6日に利用されている方は大体月平均、利用者数は約600人いるということでございます。これは温泉利用から通常の沸かし湯に変わりました、当時温泉施設を利用していたときは、温泉を利用していたときは約この倍の1,200、300人の利用があったというふうに聞いてございます。現在は約600人、月平均600

人程度になっているということでございます。次、ポンアヨロの公衆トイレでございますが、ポンアヨロ公衆トイレについては、ご存じのとおり非常に今現在のトイレとしては、非常に老朽化して、なかなか女性の方だと利用しにくいようなトイレの状況になってございますが、それをできる範囲内で維持管理してご利用していただいているということになってございます。その中で当然、今後公衆トイレという位置づけの中で維持管理を続けるということになれば、当然建てかえ等、そういったものも考えていかなければならないと。そういった中で、一昨年ありました遊泳中の事故だとか、そういったこともありまして基本的にそういうことも含めた中で、あそこに公衆トイレが本当に必要なのかどうかということの議論、この辺もしていかなければならないと考えてございます。ただ、その辺の中で今後、これから公衆トイレの位置づけとして本当にどうなのかということを地域とさらにちょっと議論を深めて最終的に判断していきたいというふうに考えてございます。そういった中では、公衆トイレの位置づけの中では一定の役割というのですか、そういったものは基本的にこの時代の中でいけば終わってきたのかということでございます。本当にあそこの場所が町民が皆さん集まって、または町外の方が本当に遊びに来て利用する場所であるのかどうかということもやはり考えていかなければならない中で、やはりそういう危険の伴う場所、それはやはりそういう場所としては適切ではないのではないかなというような考え方も一つございまして、そういった中では廃止していくという方向性で現在進めていきたいということでございます。ただ、それに当たってはやはりもう少し地域と議論もさせていただきながら最終的に決定させていただきたいというふうに考えてございます。

以上3点、ご説明させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 本間です。公衆トイレと入浴の件はわかりました。スズメバチ、今ちょっと確認なのですけれども、防護服貸し出しというのは業者に貸し出しをするということですか。それとも民間というか個人に貸し出しをするのか、その辺ちょっとわからない。受益者負担というのは、今後しようがないのかというのは今理解できましたけれども、その辺ちょっと詳しく、実際いくらになるのか多分、聞いたところによると1件何千円とかというお金もかかりますので、ただ、なかなか個人で防護服を借りて駆除はできない、素人の人と言ったらあれですけれども、その辺ちょっと詳しく聞かせてください。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） スズメバチの関係で、防護服の貸し出し等については、現在町のスズメバチを駆除するために臨時で人を雇用して駆除にあたってございます。その際に使用している防護服等がございますので、その服を着て自分で安全を確保しながら駆除にあたりたいという方にはそういった貸し出しも考えられるのではないかなということ考えてございます。駆除にあたっての処理料金ですが、これは結構高額の金額にはなろうかと思えます。それで、今町のほうで確認している

のは大体1件当たり民間で処理すると1万2000円程度のお金がかかるというふうにはいわれてございます。そのほか、スズメバチについては安全性を確保するための指導だとか、そういった方法も当然合わせて住民に周知にしていかなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。歳入の確保のほうの使用料のこともふれていいですか。全体だからいいですか。では伺いたいと思います。使用料手数料に関しては、27年度の見直し実施及び減免制度の見直しということなのですが、平成20年に確か使用料手数料の見直しをして、そのときにきちんとした、どういった基本的なこと、どういった施設を利用して、どういう理由なのかということも全部十字にして、配置をして、減免、減額の制度も基本的に全部決めました。この使用料手数料に関しては3年ごとに見直しをするということだったのですが、20年にしてから一切ないのですけれども、27年度実施年度ですから26年度中に見直すということなのか、その点1点伺いたいと思います。それともう1点、その適正配置を今これから計画つくりますね。各施設の統廃合によるその施設のあり方を検討するわけですが、この施設の統廃合によって管理運営費というのは縮小されてくると思います。そういったことも含めての使用料手数料ということになるのか、その辺の考え方、基本的な考え方を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 使用料手数料について私のほうからご説明させていただきます。今、吉田委員がおっしゃられたように平成20年のときに大幅な使用料手数料の見直しについてはやっております。その際に3年に一度の見直しのルールというのを決めましたので、23年度に町の内部として使用料手数料の見直しについて検討したのですけれども、その際については、使用料の金額、減免制度については見直しを見送ったところでございます。それで、今回こちらに歳入の確保というような形で掲げさせていただいたのでありますが、これはあくまでも26年度中に見直しを検討し、もし可能であれば26年度中に見直しを実施したいところではあるのですけれども、状況によっては27年度になろうということで見直しの実際の業務としましては26年度中に行うという予定にしております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。この公共施設の見直しも含めて入っているのですが、この中で公共施設は避難所の関係も全部含まれてくると思うのですが、公共施設の新設改築の凍結をしていくのだということなのですが、以前20年に使用料手数料の見直しを行って、管理経費をしっかりと見て、それを基本に使用料手数料を決めたと思うのですが、その分減免も減額もハードルが高くなりましたので使用が減っているということで使用料手数料の収入というのはほとんど見込めなかったというふうに判断しています。そういった中で、歳入として見直ししていくということになると、かなりの大きな見直しになってくるのかというふうに。かなりやはり減免減額の大幅な見直しになっていくのか。20年度に決めた基本的な考え方も変えていくという考えなのか、その点を1点伺いたいと思います。それと、公共施設の適正配置計画をこれからつくるとのことなのですが、この中で今後、公共施設の耐震化もかなり大きく取り上げられてくると思うのですが、そういう統廃合、適正配置の中でやはり耐震的に問題のあるものは順位としては上のほうになっていくという考えなのか、利用率、利用頻度もありますけ

れども、そういったことも基本に考えていかれないのか、その点を確認したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず手数料の見直しでございますが、この辺は当然見直しに当たっては、まず1点は、平成20年度にある程度の方考え方をまとめて手数料の見直しを大幅に行ったということでございますが、今回見直しにあたっては、さらにその考え方にプラス、ライフサイクルコスト等も、ある程度勘案した手数料の見直しを検討しなければならないのではないかとというふうなことも考えてございます。また、それと使用料の減免免除規定等でもございますが、この辺も見直しを行う必要があるのかと。先ほど、使用料等の減少にもつながっているということでございますが、この辺免除団体等がふえたことよっての使用料の減収というようなことも実態には出てきてございますので、補助団体がさらに使用料の減免を受けるということで、その辺も含めて補助団体の考え方、補助金の交付の考え方と、その辺使用料の減免の考え方も合わせて見直しの中では考えて整理していかなければならないのではないかとというふうに考えているところでございます。また、公共施設の適正配置につきましては、ここにつきましては例えば教育施設の学校と、こういったものと、それから公民館だとかコミセン等、そういう公共施設の耐震化等も含めてそうでございますが、まず耐震化については順次必要に応じては進めていかなければならないのではないかなど。その他、公共施設については、ある程度地域にいろいろ複合する施設、例えば福祉館であったり生活館であったり公民館であったり、そういう施設を地域にどういう形で必要なのかも含めて、そういう見直しを考えていかなければならないというふうに考えてございますので、そういうような観点からいきますと直ちに公共施設の廃止統合ということで、直ちに効果額等が試算というのはなかなか難しいということになるかと思っておりますので、公共施設の適正配置等については計画期間なので、ある程度そういった考え方を整理していく期間になるかというふうに考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。8番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 話を戻すようで申し訳ないのですが、こういうたくさんある課題の中から用意のできたものから順番に話をしていくということで、この事務事業の見直しも出てきているのだとは思いますが、これを見直しをするのはいいのです。むだを削って、統合できるものを統合する、やめるものはやめる、これはいいのです。いいのだけれども、宮脇教授もこの間の話を聞いたときに、白老町は削減ということではものすごく頑張っていると、よくやっていると。だけれども、これだけやっていたのでは抜本的改革にはならないという話もしていますね。だから、本当にこれを今1項目ずつお話をすることにどれだけの意義があるのかと私はわからないで聞いているのです。実際に事務事業というのは、これは生活に密着した、住民の生活に密着した部分というのがものすごく多いわけです。ほとんどがそうなのです。これだけ取り上げてやったときに、ずっと見たら、どれかいらないのがあるのかと思って見たのです。ところが、これは全部切り捨ててはならないものばかり多いのです。ほとんどが。そうすると、これだけ出されて、今これの見直しだと言われたときに、この財政難の折から今これを検討するのだからというときに、仕方がない、これだけ見たときに仕方がないのか、切らなければだめかと、そういう感じになりますね。それから先ほども話がありましたけれども、町単独での事業、よそでやっていないのは、これはもうここではできませんから切り捨てましょうと。それは、それも仕方ないという話になってしまいますね。実際に介護のときも上乘せ、横出しは一切だめという話もあった。ということで、こういう住民サービスもよそでやっていないものはここで率先してやることはない

なんということになると、白老町の独自の施策がなくなってしまう。そうすると、私が今こうやって話をしていて、この前出された実際にまちづくりの青写真のもとでこれは話をしなかったら、別な面で財政的に何とかできるかもしれない。だから、ゆとりがあったからこれはちょっと手をつけないでおうとうというふうに考えなければならないわけですね。財政ができるのか、できないのか。できないのだから、これに手をつけるのだと、それだったら仕方がない。だけども、何とかなるという方向が出てくるのであれば、このところはなるべくサービスには手をつけないでいこうという考え方になるとすれば、話をしている、討議をしている順番というのは逆なのです。順番がおかしいし、そうするとこの前いろいろな話が出たサービスの切り捨てになるのではないかと、あるいは全体像が見えない限り難しいのではないかと、いろいろな出された意見を、それをどういうふうに生かそうとしているのか。この前の意見なども随分出ていましたけれども、それらをどう生かしていこうとしているのか。これは行政側の意見を聞いたのです。この順番、討議の順番というはおかしくないのかということと、この前の論議をどう生かしていくのかと、そのあたりについて見解を伺いたいと思います。

**○委員長（小西秀延君）** まず1点、私のほうから。議論の順番がおかしいのではないかとということで、これは町側への質問ではなく、私のほうで答えをさせていただきたいと思います。まず、小委員会にも諮ってこういう形でやってはいるのですが、私の考え方といたしましては、今時間が限られた中で計画の遂行を図っております。1番先に出てきたのがこの事業の見直しということになって、事務事業の見直しということになっております。斎藤委員の今のご意見を私なりに考えさせていただきましたが、そういう議論を討議の場で斎藤委員から発言していただければいいかというふうに私は思います。全体的な議論で一緒にできれば並行して本当はいいのかもしれませんが、ただ、順番的に出てきているものですから事務事業が先になっておりますが、本来であれば予算が確保されたのであれば、事務事業の見直しをしなくてもいいのではないかと、これは私は正当なご意見だとも思いますので、討議の場でその意見を主張されても構わないかというふうには私個人として思っておりますので、ただ、これをまた保留、保留にしていけますと、どうしてもやはり後のタイムリミットが詰まっておりますので、できるものから議論を先に進めていきませんと、どうしても計画が立案される時、また来年度予算に関するときにどうしても間に合わなくなってくるという考えもございまして、こういうスケジュールで進めさせていただいておりますことをご了解いただければというふうに思います。もう一つのご意見ですが、前回の意見をどうここに反映するのかということですが、これから計画の中身を話し合う議論の場に入っていくと思います。その前回までの意見を、ここにこの会議に反映していただければいいかというふうに私は考えておりますので、その都度皆さんがご意見あるものは受けつけて、議員間の自由討議も行いますので、その中で発言をしていただければいいかというふうに考えております。以上でございます。

3番、斎藤征信委員。

**○委員（斎藤征信君）** 基本的には了解いたしました。そういう立場から具体的に話もしなければならぬかと思うのですが、実際にこうやって項目を見ていまして小学校の校外学習なんかを、これを見直して制限を加えるような考え方になっていますね。これは校外学習でバスを出す、それもストップしてしまう。校外学習が別な金がかかるし、これはできなくなっていくという、そういう恐れも出てくる。移動図書館を、これは移動図書館も待っていた子供たちも、親もいっぱいいるはずなのです。そういうものも、これは全部削ってしまうのか。本当にそういう町民が喜んで利用しているもの、そういうもの

を本当にこうやって削っていった場合に、今問題になるのは、本当にこれは白老は住みづらくなったら出ていくと、人口がますます減ってしまうということに直接つながってくる。本当にこのサービスというものは大事に見ていかなければならないし、たくさん意見を聞いて、これを進めるべきだろうというふうな気がしているのです。まず、学校関係のこういうものが、これを見直すことにしたのはこれはどういうことなのですか。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員、これを続けてほしいという意見を踏まえた上の質問になりますね。

○委員長（斎藤征信君） 休止したり、今までのやっていたことをやめるというのはどういうことなのかと聞いているのです。

○委員長（小西秀延君） これが上がった理由ということですね。

須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） この小学校の校外学習事業や移動図書館以外の事務事業も基本的には皆同じことになると思いますが、基本的には事務事業の見直しの基本的な考え方によって事業をまず洗い出しているということでございます。当然、これまでも事務事業の見直しというのはこれまでも行われてきて、かなり今回もこの洗い出した事業というのは、その中からどうしても見直ししていく中で洗い出しをしなければならないという中で、基本的な考え方一定のルールを決めて洗い出したということですので、一つ一つがどうなのかということになると、例えば小学校の校外学習活動ですが、基本的にバスの借り上げや人件費等、お金がやはりコストが結構課題になっているという事実も実情としてはあるということですが、ただ、これまでの実施方法、こういったもの見直しができないのかどうか、そういったことを考えていかなければならないかというようなことで基本的には見直しということで対策項目として挙げさせていただいているという実情がございます。ただ、各学校単発で例えば、これは例でございますが校外学習を実施するということがばかりではなく、例えば何校かまとめてバスを同じ日に1台借りて実施するだとか、いろんな見直しというのは考えられるかと思っておりますので、そういったことも含めた中で見直しができないかどうかということで一応、事業の見直しの中で挙げさせていただいているということでございます。また、移動図書館の関係につきましても、例えば移動図書館車両の問題だとか、そういったものの、もうそろそろ更新をしていかなければならない時期等にもなっているというようなことの中からいった場合、この辺も今一度、今の白老町の財政状況を踏まえた中でそういった移動図書館のあり方、これらも見直しをしていかなければならないかというようなことで基本的には対策項目として挙げさせていただいているというのが実情でございます。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） これを深く突っ込んでいけばどうしようもなくなりますので、これはいいことにしておきたいと思っております。ただもう一つ、この間も北吉原の公害対策、この検査をやめるというのは、これはおかしいのではないかという意見も出ましたね。それと同じように、その下にある水質検査も、これは飛生地区なんかの水質についてはもうずっと、私が議員になってからですから、もう10年も前からずっと続いてやってきていることで、本当に、それでは環境がそれだけよくなったのかといたら、そんなに変わってもいないのではないかとは思っているので、これもすごく大事なことで年に1回の検査で済ませていいものかどうなのか。そういうところに手をつけていいのか。あるいは、その人の長寿祝い金、100歳になったらもうこれも花束だけにしようかと。生涯に1回だけのお祝いです。100歳を超えるなんていうのは。



○委員（小西秀延君） 斎藤委員、基本的にこの出ている項目で、今わからないことの質問を受けつけていますので。

○委員（斎藤征信君） わからないから聞いているのです。そういうものをやめるということはどういうことですか。

○委員長（小西秀延君） 後で討議の場は設けていますので、ご意見は後で伺えるのです。上がっている質問で基本的にこれはどうなっているのかという、わからないところを聞いていただければ、次のときに自由討議がありますので、その場でいろいろご意見は、どうしてこれをやめなければならないのかというのは根本的な意見になりますので、そこで聞いてくれればいいかと思います。

斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） そういう聞き方をしなければ聞きようがないです。出されたからそうなのかと、これも見直すのかと、手をつけるのか、仕方ないと、それで終わりですか。そうしたら何も質疑をする必要ないでしょう。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

---

再開 午後 1時45分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

3番、斎藤征信委員の質問から再開いたします。

○委員（斎藤征信君） せっかく尋ねたので、それだけは行政の考え方も聞いておきたいのですが。公害だとか水質検査、これらは簡単にしていっていい状況になっているのですか。本当にそれは住民の健康にもかかわることで、本当に常に点検しておいてやらなければならないような状況だと思っているのですが、そのあたりをどういうふうにとらえているのかということをお伺いしておきます。それから、長寿の問題も出しましたから、何としても出せというわけではないけれども、本当に100歳になったときのお祝いというのは、そんなに数があるわけではないですね。本当にこれは心からお祝いしてあげるべき時期のものなのです。それを簡単にしてしまっているのか。そのあたりをどういうふうにかを教えてください。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず、公害対策の関係と飛生の水問題の関係でございますが、基本的にこの見直しをする考え方は同じような考え方になっているのかということがありますので、ちょっと合わせてお話しをさせていただきたいと思うのですが、まず基本的にこれをしなくていいという考え方ではないのです。まず当然、大気汚染の測定も監視もしていかなければならないということでございます。ただ、今あそこの施設を整備するということになるとやはり何千万もかかる設備になります。監視の体制としてあそこに局を置いてまずする必要性というのですか、必要性は十分あると。ただ、局がある必要性がどうなのかという議論はさせていただいてもいいのではないかと。ですから、代替の方法、別な方法でできないのか、それとも代替の方法も一つは道で監視が常に大気については同じ項目がされていると。ただ、場所的な問題がちょっとありますので、いろんなそういう詳細な問題は確かにございますので、それらは地域等も含めた中でやはりもう少し議論をする必要性はあるというふうにご覧いただけます。飛生の水質の問題もいわゆる地下水対策と、それから一連の飛生の

水質対策という問題と、2通りの考え方があるのですが、飛生の一連の水質対策については、これまで今までずっと綿密な水質検査によって監視を進めてきたということが一つございます。そういった中ではもう一つ、白老町内の地下水利用者の中で、実際に町費を出して検査しているのは飛生地区のみだということでございます。そういった点でいきますと、まず地下水対策は基本概念として、まず個人が最低限行うべきものの一つにもあるという中で、これまでの飛生の水質の対策を進めてきたその背景、これまでの経過等もありますので、それらを踏まえた中で、利用者を踏まえた中で、もう少し受益者負担等も踏まえた中で考えられないのかどうかということの一つのそういったことを含めて、今回洗い出しさせていただいているというのが実情でございます。また、長寿祝い品でございますが、ここは本当に大変我々もこんなことまでしなくても、それは当然思っております。ただ、お金を出さなければ気持ちが変わらないのかどうかということも、やはりそこは一つありまして、町長が自らお花を持ってお祝いをするということで、一つはご理解いただけないのかどうか、これは必ずお金を出してお祝いをしなければだめなのかどうかということも含めて、そういったこともありまして町長が毎年100歳以降生存されている間、病院なりお家なりに出向いてお花を持ってお祝いに駆けつけるということで何とかご勘弁できないのかということもありまして、そこは長寿祝い品のところについては、そういうような考え方もありまして上げさせていただいているということでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 須田課長、水質検査の今の話、ちょっと須田課長勘違いしていないですか。飛生のこの水質検査というのは取っかかりが全然普通の水質検査と違うということをお忘れいませんか。もうこれは実は20年ものことです。採石掘って、これは町内のあれではないけれども、町外の業者がいろんなさまざまな問題が当時ありましたね。それは須田課長はまだ若かった時代だと思うのだけれども、今何か一緒にそのこととしているような気がしてならないのです。あの当時、非常にあの地域の方々が大変な苦勞をされましたね。これは鶏ふんの問題ですけれども。それ以来、まちは今後しっかりあの地域を検査も含めて守っていくという前提の中で、これは始まった事業なのです。役割をいつの間にか、普通の一般の地域の水質検査と一緒にしているような気がしてならないわけで、確かに今安定して、この間の説明の中でも安定していますという説明がありました。ありましたけれども、本当にその状況が、今我々もこうやって資料を出されてきて、その状況が今わからないのだけれども、わからないのだけれどもそれがきちんと大丈夫だと、あの地域は飲料水として十分使えますという話になっているのかどうか。その部分も含めて、考えておられるのかどうか。ちょっと何か今、同僚委員の話が出ましたので、何か非常に疑問を持ってしまうのです。それともう一つ、大気汚染の確かに変えれば何千万かかるのでしょうか。だけど、あそこに設置をしたという当初の考え、ここもしっかり踏まえてやっていかないと、何か全て経費に係るから、経費に係るからということで、スズメバチの1件もそうなのだけれども、町民だんだん住めなくなってもいいという前提の中で私はこれをつくったのかと、私はそういう思いで、極端な話です。そういう考えを持ってしまうのです。スズメバチもそうでしょう。スズメバチの1件も、確かに個人のことでありますから、ただこれはやはり町民から要請を受けて困っていると、それを自分でやるか、やるのであれば防護服を貸しますとか、民間業者1万2,000円くらいかかるのだけれども、それは個人のことで自分勝手にやりなさいと、やってくれと。町民の、例えばスズメバチといえればこれは町民の命がかかっているではないですか。この間も私は1件あったのだけれども、同じ1件の中で2カ所つくられているところもあるのです。今回、実際にあったのだけれども。1カ月

ぐらい前にあったのだけれども。2カ所やるということは結局はその2カ所全部自分で当然やる、今回は町がしっかりとやってくれたからありがたいと思っていたのだけれども、今回これが出てきたものだから、これは大変な状況になると、たまたま身近にこういうことがあったものだから、今スズメバチの1件も聞いているのだけれども、その答弁を求めたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず、飛生地区の水質検査の状況、それは私は忘れていたわけではございません。ただ、基本的には、当然個人の個々の家の中ではまだこまめに監視をしなければならぬところもあるかとは思いますが、ただ、これまでずっと20年の水質検査の積み重ねで来た場合、その中で対策、それも装置への肥料の過剰投入だとか、そういったことも抑制しながら地域の環境が変わってきていると、そういった中では水質の安定もしてきているところもあるということですので。それを常時、監視するのは1番それは望ましいことだとは思いますが。そうした中で、そういった状況の一つ一つ鑑みたときに、そういうことは検討できないだろうかということによって上げさせていただいているということがございます。ですから、全部が全部、何が何でも状況に応じて、そういうふうにあれだから受益者負担でやりなさいという考え方ではないということです。ですから、当然見ていかなければならないところは見ていかなければならないし、そうではないところはそういうふうな形で見直しをさせていただいていっても、よろしいのではないかというような考え方が一つあるということがございます。大気汚染の関係もそうなのですが、そういった形で、当時の大気汚染、なぜ監視を続けてきたかということの背景の中には、当時やはり全国的に公害問題というのが問題化されていたときでございます。当然、そういう工場への信頼性、企業への信頼性、こういったものもない中で、やはりそういったものを厳しく監視していくということも一つあった中で、そういった事業が進められてきたということでございます。ただ、その監視については緩めることなく、やはりしていかなければならないということは確かにあるかと思えます。その中で本当に今の監視体制で本当にいいのかどうかというのは、今一度議論する必要性は全くないのであれば、やはりそれは続けなければならないのしょうけれども、検査は当然続けていかなければならないと。ただ、そこに局を置いて、そこでそういった機器を置いてしなければどうなのかということは、今一度この時代の背景からいった中で考えられないのかというのが一つのこの項目として取り上げさせていただいた一つの理由だということでございます。それと、スズメバチの問題もそうでございます。確かに命の問題、いろいろこうありますが、事務事業の見直しで何をしていくのかも、ここまで残念ですがこういったところまで見直しをしていかなければならないということは非常に私どもも大変な状況なのだというふうなことで考えてはございます。ただ、このまま何でも本当に事務事業一つ一つがこれまで行ってきたからこのまま続けていくということは財政の安定等も含めた中で議論していかなければならない状況の中で見た場合に、必ずしもどうなのかということになるかと思えます。ですから、町独自のいろんな事業を進めていくというのはまちの独自の考え方の中で進めていくことになるかと思えますが、ただ、財政的にいろんな削減をしていかなければならない状況下の中でいった場合に、一つ一つを特化してみた場合、非常にこの問題は住民に大きいということは確かにあるかと思えますが、こういったときに、また考えなければならぬということも事実だということで私どもとしては見直しできるというようなものについては上げさせていただいているというのが実情でございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご質問ありますか。4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私も先ほどから出ているように小委員長という立場がありまして、これは26日の特別委員会が終わった後すぐ小委員会をやったものですから、きょうのこの会議の持ち方が果たして正しかったのかどうかと私もちょっといろいろ考えています。それはなぜかという、たまたま今、きょう副町長と理事者が出ていますから、個々の問題が出てきているのだけれども、前回も言ったけれども大枠での方向がないのです。だから、こういう議論になってしまうのだと思うのです。どういう意味か、例えば26年は1億7,200万の赤字と、歳入不足が起これば、27年3億4,500万、28年4億6,100万になると。この28年の4億6,100万はどうしてもクリアしなければいけないというふうなことだと思います。この前の私の質問でちょっと私も見ていないと言ってしまったけれども、1億7,200万なのかどうかといたら違うのです。我々が今、視点に当てているのは、違うのではないかと思うのです。町はそういうことがきちんと我々の前にきちんと、28年の4億6,100万を標準にあてて、このためにやるのだということは何もなかったのです。これはなかったのです。そうしたら、一体1億7,200万のためにこの5,000万円をやるのか、では7,000万円になったらいいのか。そうやっていったら、33年には黒になるのです。今のままやっても、今のままで推移しても33年になったら黒字になるのです。そうしたら、本当に28年の4億6,100万、29年の3億3,100万円、ここをクリアすればいいのだったら、そのあと黒字になるのだったら赤字予算組んでもいいのではないですか。例えばの話です。そういうことが町側から出ないものですから、事務事業の見直しだけ出てきたものですから、ほかの大きなものが何にも出ないで事務事業の見直しだけ出てきたものだから、議論すれといっても、私も確かに小委員会で議論したほうがいいと言ったのです。私も言ったのです。だけど、これでは意見が出ようがなくなるというのは当たり前です。4億6,100万円に標準を充ててやっているのですか。この事務事業の見直しは、4億6,100万円がクリアできなくなったら今言ったことは全部やらないとだめかもしれないのです。そういう危機感が何も伝わってこないのです。だから、私は今みたいな議論になると思うのです。そのあと、何もしなくても33年になったら黒字になるのです。今、報道だとか何だかでは夕張になる、夕張になる、朝から晩まで夕張になるのです。33年になったら今のままでいっても黒字になる。もちろん、赤字がたまっているからだめですけど。そういうことを、町の理事者がどういうふうに見て、この計画をつくらうとしているのかというあたりが見えてこないのです。だから議論が活発にならないのです。私はやはりそこら辺が問題ではないかというふうに本当に思うのです。だから、最初に副町長なら副町長、理事なら理事がこの28年の4億6,100万をクリアするためにはこうしなかったらだめだからこうやってやるのですというものがなかったらおかしいのではないですか。1億7,200万円に標準をあててやっているのだったら、例えば第三セクター債を20年にしたら来年5,500万円がいいのです。第三セクター債を借りれば、だけど、28年4億6,100万円は第三セクター債を借りても3億4,500万円残るのです。だから困っているのだというのなら話はわかるのです。そこに標準をあてて皆さん組んでいるというなら、長寿祝い金もだめかもしれないです。けども、そこに標準があたっていないと1億7,200万円で行っているのなら長寿祝い金なんかやることないではないですかという意見が出るのは当たり前です。私はやはりそこら辺が本当の危機感をどうとらえているかという問題だと思うのです。私はそう思うのです。だから、そのことをやるために、ぜひ議員の皆さんこの事務事業の見直しが必要なのだというふうに言っていただければわかるのです。何か1億7,200万円来年赤字だから何とかこれをやらなければだめだと、そういう受けとめ方だったらだめではないですか。私は根本的にそこら辺の質問はしたいと思います。個々の問題より、そこら辺の問題だと思います。そこが、

町の幹部職員や理事者はどうやって考えているのかという問題ではないですか。ここが出たら意見はばんばん出ます。病院の問題でも。そうしたら結果的には第三セクター債、20年に下がったらどうにもならないとなるのですから。なるかどうかわかりませんが、そこら辺の問題ではないですか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今、大淵委員のご意見、根本的には、いわゆる会の進め方の大きくかかわってくるのかというふうに思っています。今、ちょっと重複するようなお話になりますけれども、私ども1回目、2回目も特別委員会やって、きょうは3回目だと思いますけれども、個別事業のところの説明に先に入っています。ただし、自分たちのほうは1回目のときに全体的な現状延長型でこの金額になりますというようなご説明しましたので、このためにこういう事業をやらないとだめだと、それで大きな課題があります。大きな課題を先ほどのご説明のとおり9月いっぱいにもう方向性を出してご説明するという方針を持っていますが、その前に2回目と3回目、前回と今回、個別事業の、内部事業のところの論議に入っていました。前回にも若干お話ありましたが、大きな数字をいじらない前に、小さな数字をいじるというのが論点のずれ違いがあるのかというふうに、今改めて思うところがあります。私どもそういう意味で、スタンスでいえば、1回目に現状延長型1億7,200万という、資料2のほうで今後この金額が実質赤字になります、27年度はこうです、28年度はこうですというような表をお示ししたとおり、私どもこの単年赤字の部分はどうクリアするかというようなことで、大きな課題事業を整理するということと合わせて、それに見合わない、まだマイナスというような予測の中では個別の事務事業、あるいは公共施設云々というふうに持ってきています。私どもそのつもりでお話しているのですけれども、やはり押さえている部分と聞いている部分でちょっとギャップはありますので、その部分で、こういう討議をしてもちょっと若干ずれ違いがあるのかというふうに思うところはあります。改めて私は、今この場でこうしましょう、ああしましょうということを即答をちょっとできませんけれども、改めてこの特別委員会の進め方ということでは小委員会も当然ありますので、小委員会のほうと、委員長とも十分協議の中で、今大淵委員さん、たまたま小委員長が言われましたけれども、町からお話しする進め方、あるいは特別委員さんがそれを受けてどうするかというのは、争点がちょっと狂っていたらいつまでたっても修正できませんので、その部分はちょっとお話しさせていただいて、今後の進め方を十分協議していきたいというふうには思っております。今この場で即答、こうしましょう、ああしましょうということになりませんが、危機感を云々ということであれば、私ども1回目の資料の中で、ある程度、赤字額を示した中でお話しさせてもらっているのです、私どもはこういうふうに思って出しているのですけれども、そこら辺がちょっと食い違っている部分があるのかというふうに思って、今のやりとりの中では思っていますので、改めて進め方を協議させてもらいたいというふうに思っています。それと、質問はされていませんけれども、このタイミングでちょっとお話しさせてもらうのは、今の前段の言ったことを踏まえながらちょっとお話しさせてもらうのは、今事務事業の個別事業を先にお話ししてもらいました。前回も、また今回も直接住民にかかわるサービス事業が非常に項目として上がって、これは本当に今必要なのか必要ではないのかという論議の中で、やはり今までやってきているものをサービスを廃止するということは非常に住民にとっても抵抗のある事だと思いますし、私どもも内部事務経費の項目をお出しするときも、果たしてこれがどうなるか、ああなるかというのは内部でも十分に論議はしました。当然、丸っきり住民にかかわらないという項目はほとんどないです。ただし、その中ではやはり単年度赤字額をどうカバーするかと。いわゆる26年度、27年度見た中でどうす

るかということで、全体的な事務事業もこれはしないとだめだということで上げさせてもらいました。町民サービスにかかわってどうのこうのというご意見が何件かありましたけれども、基本的には私は今回ののは、皆さんも当然そう思っていると思いますけれども、20年に策定した新財政プログラムの改定を23年に行いました。23年度改定を今回しましょうと、見直しをしましょうということで、3年の見直しはくるのですけれども、今回はそういう23年にやった項目以外の項目の洗い出しも当然出てこなければ、この後は乗り越えられないということで、いろんな項目も事務事業も新たに出しました。ですから、基本的に住民のサービスは低下するという考え方は项目的にあるのですけれども、やはり根本に考えているのは20年の財政改革プログラムの見直しだというふうに考えていますので、これは改めて私が言うことではないかもしれませんが、やはり20年に策定した事務事業の見直し等々を含めて、もう少し使える、つけ加える事務事業の見直しがないものかというようなことで、今回は検討させてもらいました。合わせて、今までなかった大きな政策の大きな懸案事項、これがあるということでその部分を整理しなければ小さなものには入っていけられないのかというふうには思っております。重複するようなお話になりましたけれども、基本的にはそう思っていますので、改めてもう一度言わせてもらうとちょっと進め方を十分協議させてもらいたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。それは結構です。協議するのは構わないです。私が言っているのは、どこに標準を充てて、これをつくったりしているのかということを知っているのです。要するに、1億7,200万円で行っているのではないでしょう。4億6,100万で行っているでしょう。4億6,100万円の出る歳入不足を補うためにはここまでやらなければだめだという視点なのかどうかという話です。一般論で20年にやったのを今またもう1回新たなものをやれとか、そういうことではなくて、4億6,100万というものはここまでやらなかったらクリアできないということなのか、どうなのか。そういうところが見えないと危機感が出ないのだと、私が言っている意味わかってもらえませんか。私はそういうことなのです。だから、来年の1億7,200万円は先ほど言ったように、第三セクター債を借りられれば解決するわけでしょう、5,500万円なのだから。だから、私が言っているのはそういうことを含めて、今町が出してきているものというのは、どこに標準を充てて、何が危機で、ここをクリアできれば町の財政はいくのですと。だから、33年になったら今の現状延長でも黒になるのだから、そういうことを見越して出している方針なのでしょうということを私は言っているわけです。今出ているのもの。そこら辺がもっとリアルに、もっと厳しくシビアに伝わってきたときに、我々の議論の仕方も全然変わると思うのです。そこら辺が伝わってこないのです。私が言っているのは、だから違うのです。

○委員長（小西秀延君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 非常にわかりづらいといえますか、目標としては押さえづらいところがあるのですけれども。確かに先般、現状延長型のシミュレーションさせていただきました、34年までの推計値を出させていただきました。大淵委員がおっしゃるように、33年ぐらいには黙って行って黒字になる。ただ、その前の平成29年でいきますと、実質赤字比率が20.25ということで、再生団体の基準超えます。ということは、夕張になります。夕張になるということであれば、ほとんど今やっている事務事業の見直しレベルが上がって、ほとんどのものはできなくなります。ですから、このままいくと夕張並みの団体になってしまうのです。少なくともそれは防ぎましょうと。ただ、そのために対策を何を打っていくかといえますと、先般でもちょっと申し上げたかと思いますが、白老は財政健全化と懸案の

解決を一気にやろうとしております。その懸案の解決が病院ですとか、バイオですとか、それ以外にも港湾とかもありますけれども、その見直しというのは現状ではほとんど立てられないです。というのは、病院はこのままいくのか、廃止するのか、廃止になって民間に行くのか、それでなくてもそれに伴う支出というのは相当変動が出ますし、バイオマスに関しましても事業整理して廃止してしまうのか、そのままいくのか、それによってももう億単位で違いますし、例えばバイオマスでしたら補助金の返還と起債の一括償還ということで10億スパンで一気に払わなければならなくなります。ということは、この収支不足は全く狂ってきってしまうわけです。ですから、この収支不足は今のまま最低限、今のままの状況でいけばというだけなものですから、非常に見込みを立てづらい中でどういう対策をやっていくかというのを今一気に懸案事項の病院からバイオからいろいろ検討していますけれども、その中で事務事業の見直しというのも最低限はやっていかなければならないということで、我々は事務事業の見直しでこれだけ出そうという発想でやっていません。先ほどの基本方針の中でこういうようなルールをつかって、こういうものを見直しかけられないかということで検討しているということで報告させていただいております。ですから、この額自体も、あるいはもっとやるものがあるかもわかりませんし、減るのかもわかりませんが、ただ、それにそれだけでは当然来年の話だけをするとして1億7,000万の世界なので、これで5,000万円減ったら人件費で今のままでいいのではないかという議論もありますけれども、またその先でまだいろんな懸案をやっていく中では、このシミュレーションがまだひどくなる可能性はありますので、その目標を今どこに置いているかということ、私は個人的に再生団体のならないことだというふうに、そういうふうにならないために今、課題も財政の健全化も同時にやっていかなければならない。それもその非常に短い期間でということ、議会のほうのご審議も相当なペースでやっていかないと切りがつかないと思うのですけれども、何とか今年度中にはけりをつけたいと思っていますけれども、課題の解決に関してはまだ時期的にかかるものもあるかもわかりません。そういう中で、特別委員会を設置されている我々の考えを示させていただく段階で、まずとりあえず出せるものという部分からいけば、事務事業のほうが一番早く出せたものですから、とりあえずこれで検討いただいているのですけれども。本来でやるとワンセットで全てこっちでこのくらい、こっちでこのくらい、事務事業でこのくらいというのを出せられればいいのですけれども、そういう状況になかなか至らないものですから、まずは事務事業の見直しということで、上げさせていただいた項目ですので当然町の行政ですから不要なものは上げていないと思います。当然、住民の皆さんに必要なものばかりだと思いますけれども。ただ、いろんなジャンルに及んでいるだけに、高齢者の方に影響ある部分もありますし、そのスズメバチですとか生命に関わる部分もあるでしょうし、あとは大気汚染、水質、まさに住民の皆さんにいろいろ関わる部分もあるかと思っています。広く皆さんに関わりますけれども、一部しか関わらないものも当然あるでしょうし、そうした中でどれを取捨選択していくかというのは、この分野はいるけどこの分野はいらないというのは当然、行政としてできるものではないので一定のルールをつくらさせていただいて、今お示させていただいて、それに対して議会のほうのご意見をお聞きしているという状況ですので、その辺だけはちょっとご理解いただけないかというふうに思っております。

○委員長（小西秀延君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大淵委員の質問は以上でとりあえずよろしいということですので、その後の質問をお受けしたいと思います。

2番、吉田和子委員。

**○委員（吉田和子君）** 吉田です。第三セクター債の償還の延長のことでちょっと伺いたいと思います。最終締め切りが11月だというふうに伺っておりますが、今いろんなお話を伺っていて大きな問題、それから事務事業の見直し等をやって、その中でいろんな数値等を見ながら、その28年、29年、まだ歳入不足の部分を補っていくということで、大淵委員のほうからも話ありましたけれども、第三セクター債の償還、これは減るわけではなくて、ただ年数が延びるということだけだと思うのですが、ただ、期限が11月ということで、この間も宮脇先生が来たときもおっしゃっていましたが、まだ白老町で提出されていないと。間に合うように出すつもりなのか、それとも、できれば、あと13億9,500万円ですか。14億円近くあるのですけれども、これを今までどおり10年間でもしかしたら返せる状況になるというふうに考えていらっしゃるのか。出されないであれば、何を今待って、何を数値を出さなければ出せないのか、その辺ちょっと具体的に伺いたいと思います。

**○委員長（小西秀延君）** 安達総合行政局財政担当課長。

**○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）** 第三セクター債の繰り延べの協議は、1回目はもう総務省と実は行ってございまして、ただ、過去に借り入れた後に今回のようにまた財政悪化になったということで、北海道総務省を通じて、やはりきちんとした計画が成り立ったあとに見せていただきたいという状況になってございまして今回、今つくっている新たな行財政改革プログラムをつくり込んで、その中に15年になるのか、20年になるか、今後検討していきますけれども、そして盛り込んだ計画書をきちんと北海道総務省に見てもらって、最終的にオーケーいただくというような形の流れになると思っております。とりあえず今のこの計画をつくるというのに集中していこうという状況でございます。その中で10年で返せるのかということのご質問ですけれども、第1回目の特別委員会にお示ししました収支見込み、現状延長型の収支見込みで、先ほど来より28年では4億6,100万円の1番ピークに達しますので、これをあらゆる対策が執り行いましたら、十分10年でも逆に返せる状況も出てくるのかと。ただし、15年、20年に延長した場合の効果額というのは相当大きい金額になりますので、その辺の状況も見極めて収支状況がどうしても削減幅がないとなれば必ず第三セクター債をやり込んでいかなないとできないという状況もありますから、その兼ね合いで他の対策が大きなものが出てくれば、その辺をちょっと検討の余地は少しは残っていると思われまので、それは状況をきちんと収支、対策型の計画をつくり込んだときにどのようにするか、検討していきたいと考えています。

**○委員長（小西秀延君）** 2番、吉田和子委員。

**○委員（吉田和子君）** 2番、吉田です。先ほどからずっと、以前から何回もお話をこの委員会をやっていく中で、10月1日に大きな問題点等を、課題等を含めて検討、いろんな基本方針だとか、統合の計画だとかというのを示されて示されるということなのですが、今お話を伺うと、ある程度の計画がきちんと数値が入らないと道にも出して見てもらえないということになると、きちんと期目的には間に合うような議論をしなければならないということとをさかのぼっていくと、これは財政改革プログラムはいつまでつくらなければならないのか。その辺明確に日にちをさかのぼって、逆行してというか、11月や第三セクター債の締め切りがあるということで考えると、いつまでその計画をきちんとつくって、道に示して、総務省に見ていただいて許可をもらうという、その期間は結構、出してもすぐわかりましたと、



出したら次に郵便が届いたら見るとか、そういうことではないですね。その辺の期間的なものはしっかりとつくられているのか。もういろんな検討して、いろんな問題点を出してやっていって第三セクター債が間に合わないから、これは10年で返さなければならないということになると、またその部分のものも検討していかなければならないのではないかとこの部分ですが、その辺どのように捉えてどのように考えて進められているのか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 吉田委員の言うとおりに非常に厳しい予定になっていると思われま。今回の示した対策型の数値については10月1日に議員の皆さまに、お見せするというような状況ですから、それと同時に並行にほぼ決めていかないと第三セクター債の申請も間に合わないというような状況がございますので、当初スケジュールを示している11月は、これは全部がまとまるという状況ですけれども、おおむねやはり10月1日には大方の対策型の数値がほぼ決まったものをつくり込んでいかないと、15年、20年の延長には間に合わないというような状況かと私は捉えております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） ということは、本当に積極的に、先ほども山本理事がおっしゃいましたけれども、積極的に委員会も頻度が多くなって、早急にきちんとした議会としても結論を出す。そういうふうになってくると、本当に町民の意見を伺うような暇も議会はないかとちょっと考えながら今聞いていたのですけれども、そういう期限があるということをお頭においてしっかりと両方、行政側も議会側も取り組まなければならないということをお大底においていないといけないということをお考えてよろしいですね。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） はい、そのとおりでございます。やはり9月中旬に大方の対策額をお示しして議論を進めていただかなければ非常に難しい日程、スケジュールになっておりますので、この間集中して議論をしていかなければ間に合わないのではないかととらえております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 5番です。もとに戻るかもしれないですけれども、その後やりますが。先ほどの吉原大気汚染測定器、これはなぜあの測定器をつくったかという、大昭和製紙、日本製紙もそうなのですが、大気汚染防止法の契約を結んでおります。その中で、それはなぜ結んだかといいますと、大気汚染があるからです。それからもう一つは、あの測定機はなぜつけたかという、常に住民と企業との争いがあったのです。前にも少し言ったのですが、悪臭や、それから屋根に二酸化硫黄ですか、そういうのが降りかぶって屋根が腐るということで、それを争いをなくするために、私があれを言ったのです。大気汚染、測定器をつけたらどうだと。見野町長、あれを思い切ってやって、あれから本当に企業と住民の争いがなくなったのです。ということは、あの測定機を見れば大体一目瞭然ですから。私の記憶では、あの測定器が数値異常になったのは今まで1、2回あったと思います。どれかまだはっきり言えませんが、2回ぐらいあった。大気浮遊粉じん、これが北吉原のまちすごいのです。屋根が白くなるほど出てくる。それからもう一つは、先般、バイオマス事業をやるときに2万5,000トンの二酸化炭素削減、CO<sub>2</sub>を削減する、こう大見得をきって言っていましたね。言うなれば、二酸化炭素、CO<sub>2</sub>がたくさん出ているからなのです。たくさん出ているから削減すると言ったのです。ですから、間違いな

く出ている。ですから、私は先ほど言っていましたけれども、道の測定器があるのだ、そんな問題ではないです。目の前に、あの煙筒4、5本あるやつが北吉原のまちを風によっては覆うわけです。ですから私は、あの機械があるから日本製紙も細心の注意を払って工場を運転しているのです。あの機械があるから。ですから私は、あの測定器は北吉原の住民の健康を守るためにはどうしても必要なものだと、こう思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。それからもう一つ、先ほどから議論になっているのですが、私は、先ほど大渕委員からもいろいろ出ました。なぜ、こういう議論がなるのだ。それは、今事務事業の見直し5,000万、6,000万円と言っています。でも、この5,000万円、6,000万円、前回の私は26日に事務事業の見直し2億3,000万円と言ったけれども、うちに行って調べたら1億6,000万円でした。これは訂正しておきたいと思います。それで、私はこの事務事業の見直しも、これも結構なのです。斎藤委員の先ほど言われたとおりなのです。どうしてもやらなければいいのです。やらなければ。しかしながら、その前になぜ事務事業の見直しをしなければならなくなったのか。このことなのです。それははっきり言うけれども、18年から港の着工をしましたね。これは142億7,000万か8,000万円。管理負担が29億5,000万か7,000万ですね。27年までの。これだけ投入して今になってみたら、あの港は使わない、すべがないと町長言っていますね。使うすべがないと。その使うすべがない港にまだ40億確か必要なはずです。町の管理負担が6億必要なはずです。ですから私は、使うすべがない港を一時凍結したらどうですか。この3年間、27年までの3年間凍結すれば6億出ますから。それからもう一つは、バイオマスですね。バイオマスも結果的には、バイオマスが大きな財政負担になっているわけなのです。ですから、先ほども山本理事も言ったように、やめればやめるなりの補助金の返済と債務がありますね。この負担が10億ぐらいあるのだというけれども、これはやっていたら10億ではないのです。ただ、無駄金を投げていくのです。無駄金を投げていく。ですから、この辺の説明をきちんとし、そして行政の悪いものは悪かったのだと。そしてそれでも白老のまちが、宮脇先生ではないですけれども、夕張になる覚悟があるのかという言葉があったのですが、私は夕張になりたくなかったら、そういう大きいものを凍結したり、それから廃止したり思い切ってすべきなのです。それから住民に、それでも足りないから皆さんの足元まで、これまでいかなればスイッチを切らせてくださいと、こんな言葉が住民に必要なのです。ですから、前回の1億6,000万と、今回の6,000万をやったら、ほとんど住民と密着した、これはみんな住民が何年もかかって必要だとやってきたものです。必要だと。それ全部切るのでしたら、私はこのまちに住めるのかと、こうなってくるのです。それからもう一つ、病院なのですが、病院も4億、4億の赤字、赤字と言っている。4億と言っている。病院の4億だったら港に投入した142億円は何なのですか。無駄な金を。それから29億の管理負担は何ですか。それからバイオマスもそうです。ですから、こういうものを先にきちんと、まちの方針を述べて、それから将来のまちづくりの構想をきちんと町民に示してから、私はこの事務事業の見直しまでやはり入り込んでいくべきだと、こう思うのです。どうですか。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） きょうはいろいろご意見ございました。ちょっと今、暫時休憩もありましたけれども。なぜこういう議論になってきたかという、前回20年のプログラムのときは、プログラムをしっかり提示して、項目ごとに順次議論してきました。きょうは第1章のどこどこをやりますと、そこを十分議論しながら進めていったと思います。今回はまだ対策型をお示していません。ですので、どうやっても今お話あった港湾どうするのだ、バイオどうしていくのだ、そういう町長を先頭にし

た考えが示されない中で、事務事業だけ特化して今お話になってしまうのでどうしても話がうまく合っ  
てこない。中身の説明をすれといえ、各課長は説明できます。でも、その方針をどうしていくかとい  
う部分は、では全体での額は事務事業はここまで、その前に大きな課題がどういう方向でいくか。その  
ことをやはり、きょうちょっと小委員会でもお話ししましたが、今月中に方針は示したいと思っ  
ていますので、ぜひ対策型をきちんと提示した中で、今あった方向性、これも町長の言葉としてしっかり  
議会の皆さんにご説明することになると思いますので、そのあとにいったいまた議会と議論を進めるの  
が1番いい方策かというふうにとちょっと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之議員。

○委員（前田博之君） 今、岩城総合行政局長がお話したとおりです。やはり財政規律というのはそこ  
にあるのです。一つの削減する痛みをわける、そして財政を建て直す、その中に将来どういう限られた  
財源を満たして、どういうまちをつくるかと、これが一つの財政規律なのです。そこに到達するには、  
今岩城総合行政局長が言ったように大きな形の中で、松田委員もお話したとおりです。仮に、病院やる  
のであれば港をやめる、バイオもやるよと。病院はこれぐらいかかるけど、他のものをやめたらこの部  
分をこちらに投資できると。だけでもそれで間に合わないから今言った、言葉がどうかわかりませんけ  
れども、目くそ鼻くその話までいってしまうけれども、今その話だけ議論をしているのです。やはり大  
きな形で議論するのが我々議会の役目だと思います。ぜひそういう形で、小委員会でもそういう議論を  
されると思いますけれども、町側もやはり小委員会にそういうことを頼んだほうがいいのではないです  
か。

以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見はありますか。8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。今、同僚委員からもあったとおりで、今局長からお示しいただいた  
全体の大枠、今山本理事の答弁にもありましたし、その部分が見えないと結局、だから宮脇教授がお  
越しになったときに言ったのです。大枠が見えないと枝から枝これは命がかかってくるからこれは子  
供を大事にしないと、これは老人にとってきたら本当にこの5,000万円、せつかく一生懸命議論して  
積み重ねたやつが、どんどん反対意見ふやしてしまいます。だから、やはり大枠はどうしても必要です。  
せめて相手もいることだし、交渉事もあるからというのは十分理解しています。ですので、せめて例え  
ば事務事業の見直しとして最低限、どうしてもこの財政健全化、第二の夕張にならないために、最低限  
どうしてもここまでは必要なのだ、だから何とか理解してほしいと、そういう計画としての大枠の枠組  
みがある中での事務事業の見直しという形で議論をさせていただきたいということ。これは、いっぱい  
出ていますから、もう答弁はいいです。もう一つ、スケジュールの点なのですが、本当に大丈夫  
ですか。今、安達課長からもお話をいただいていたけれども、やはり10月に入るときにはきちん  
とした、つくり込んだ計画が必要になってくるというお話はいただいておりますけれども、当然その中  
には病院やバイオマスについての方向性や公共施設の適正配置だとか、そういった計画も踏まえた中で  
の計画のつくり込みというふう理解しますけれども、そのあたりが9月中でできるということで理解  
よろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） ただいまの広地委員のご質問でございますか、大変タ  
イトなスケジュールで私どもも立てて理事者との調整等も含めて、今月は非常に議会後の終わった後の

協議等も含めて、そういうスケジュールを組んだ中で10月1日にきちんと説明できるようにまとめるということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 7番、西田でございます。まず、一つ目お伺いしたいのが、今回の事務事業の見直しなのですが、前日も26日も聞いたのですが、この項目にないようなものに対しては、例えば議会のほうからとか、このあといろんなときに、もしこういうものがないのかという意見とかがあった場合は、それはそちらのほうでも改めてまた組み込んでいく考え方があるかどうか、その辺ちょっとお伺いしてみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 当然、現在ご説明させていただいた取り組み項目の検討項目以外にも、当然取り組まなければいけないもの、取り組んでいくべきものというものがあれば、計画に反映できるものは計画に反映していく、また計画期間内に、それ以後にでも取り組めるものは取り組んでいくというような姿勢で進めていくという考え方ですので、当然議会側のほうからも、こういった項目取り組んだらというものについては検討して計画に盛り込むものは盛り込んでいくというような考え方で考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） ぜひ、今後もそういうふうにしていただきたいと思っております。それで、何点か質問しますが、1点目は、まず内部管理事務経費の見直しの中で特別職の旅費、交際費の削減のことなのですが、これは10%削減とされていますけれども、このとき職員が同行しているのではないかと思いますけれども、この辺はどのように考えられているのか。2点目に、港湾施設ありますね。港湾施設の事務所の廃止となっていますけれども、ではこの廃止した場合の事務所、貸出先とかそういうものを考えられているのかということをお伺いします。3点目に、歳入の確保対策といたしまして、以前にもちょっと話したことがあるのですが、自販機の設置場所ありますね。その設置料の見直しをしてはいかがかという、これは結構、例えば役場の2階のほうのコーヒーの自販機とか、かなり使っていると思うのです。以前には免除みたいな形で災害時に飲み物を使っていいですという、そういうものがあるからしないというような話もちらっとあったのですが、そういう貢献してくれるものとそうではないものときちんと分けて、やはりある程度有料化することとか考えてられるのかということですね。それともう一つ最後ですが、財産収入というところで有休地、町有財産の売却貸し付けということになってきましたけれども、前は売却だけだったのですが、貸し付けという考え方があるのですが、以前公営住宅の周辺地に駐車場をつくりまして、そして収入を確保したというのがありますけれども、今後やはり公営住宅の近くの、またそういうような空き地というものを利用して、やはり駐車場なりなどして確保していく考え方、そういうものはどうか、ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず、特別職の一律10%の旅費交際費の削減等でございますが、これは全体枠の中で種々事業の選択しながら進めていくと、10%削減の中で行っていくということになるかと思っております。そのときに、職員の随行があるということでございますが、これらについては必要ときは随行が必要だと思っておりますので、必ずしもそういうものが削減対象にするのだという

考え方ではございません。あくまでも緊要性の観点から、旅費、交際費、こういったものを一律10%削減して、その範囲内で行っていくという考え方でございます。また、港湾事務所の関係でございますが、これらにつきましては今後の利用を検討した中で、その利活用含めて検討していくということになるかと思っております。なお、自販機の設置等については、この辺りも対相手もでございますが、これは予算策定の範囲内で協議していくことになるかと思っておりますが、今事務事業の見直しの中では特に検討はしてございません。また、有休地の活用でございますが、売却のほかに貸し付けということの中でいけば、具体的に駐車場利用が云々だとか、具体的な貸し付けの方法を決めているわけではございませんが、貸し付けできる財産については今後貸し付けていく方向で考えていきたいというようなことで、検討項目に加えさせていただいているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 特別職の旅費、交際費の削減というのは、検討するというのはわかりますけれども、私はやはり随行者の職員のことについても、やはり特別職の旅費を10%カットをしても、果たして随行者がいた場合、倍の値段がかかるわけですね。やはりその辺を、まず考えていただきたいと一つ思います。それから、港湾施設については今後考えるということなのではございますけれども、自販機の有料化、それと財産収入のところの貸し付けのところ、やはりこれはぜひ歳入確保の対策として、今回やはりきちんと検討していただきたい。特に公営住宅の周辺地、畑とか物置とか町民の方々は無料で使っているわけですね。ところが、家を持っている人たちは物置一つ建てるにしても、駐車場確保するにしても自分たちで買わなければいけない。また、普通のアパートに住んでいる方々も駐車料金を払っているわけなのです。やはりまちとしてきちんとその辺を受益者負担という考え方できちんとやっていただきたい。自販機についても、やはり利益をもらっている以上はきちんとした歳入確保ということも、削減するのも大事ですが、まず、歳入確保もきちんと考えていただきたい、そう思っていますので、ぜひその考え方をお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず、特別職の旅費等の問題の随行者の関係ですが、これは随行が必要か必要ではないかはきちんと詰めた中で運用していくことになるかと思っておりますので、そういうことに努めていくことになるかと思っております。また、歳入の確保で自販機等の設置、それから有休地の問題については、西田委員おっしゃったとおり受益者負担、そういったものを捉えて十分検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ちょっと事務的なことで申しわけないのですが、ちょっと補足させもります。理事者の随行者ということなのではございますけれども、答えたとおりです。従前から、当然のことながら必要最小限度の人員というようなことで、これは一般職も含めて研修、会議等、これは最小人数でというようなことでやっていますので、基本的には考え方は同じです。理事者についても随行者は必要の事業であれば、それは随行させると。必要でなければさせないと、これは基本的に全然変わりません。それから自販機、これはちょっと誤解されたら困りますけれども、自販機は一つの徴収のルールに基づきまして、今も有償でというようなことでやっていますので、災害時の供給する云々は別に、それは別に自販機を設置しているところにつきましては有償で貸し付けしているということと理解していただければというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） すいません副町長、自販機はちゃんと歳入のところで収入入っていますからわかっています。ただ、私が言っているのは、ちょっと安すぎませんか、もうちょっと高く、他のところは、道とかいろんなところで入札して結構いい値段でやっていますので、そういうことも検討してくださいという意味です。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 若干私のほうの理解がなかったのかと思いますけれども、今最終的に言われた検討ということは、私どもも総務のほうで、ちょっとその前に道のほうで今言われるように各施設の入札制度を行います。それを参考に、当てはめることができるかどうかを含めて公共施設の庶務の担当者集めまして、料金の検討ということで、これは毎年やっております。直近でもその料金の改定の会議を開きまして、白老の場合はちょっと入札制度はなじまないというようなことと、それから料金の基本料金、あるいは平米当たりの単価と、それは今言われるように随時見直しの検討をするということで進めております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑お持ちの方。15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 1点だけちょっと確認をしたいと思います。各種施設の見直しの関係で、港湾施設の関係ですね。港湾事務所の廃止、平成26年度と出ておりますけれども、今までもポートセールスのために企画等々と連携を組むほうがよいというような理由で、一度はこの港湾室のメンバーの人たちが、都市整備部のほうに来られて業務を行っていた。しかしながら、現状として今、この白老港、地方港湾の中では断トツ取扱高、何年も続けて第1位。重要港湾入っても8番目か9番目というような取り扱い高の港になっている。しかも、漁港もある。そういった中で、現実的に白老町が港湾を管理する、管理するためにやはり現場で仕事をする必要があるというようなことで、いつの間にか一度都市整備部のところにあった港湾室が、メンバー全員がもう、実際は港湾事務所のところでは仕事しているのです。現実的に、何度もそういうような議論の中で行ったり来たりしていますね。この辺の、私が見ていると、町の考え方について、港湾を管理するという、白老港を管理する管理者としての町の考え方にも一環性がないように見えてしまうのです。今回こういうふうなものが上がっている。これはもう、廃止しても通常そういうような取り扱いの多いところのデリバリー的なことをやるために向こうに行ったと思うのですけれども、こういったことはもう必要ないのだと、こちらのほうに持ってきて、全部それがスムーズにできるのだと、そういうことなのかどうなのか。きちんとそういう現場との整合性をとった上で、こういったここに載せているのかどうなのか。この点の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） この港湾施設の港湾事務所の廃止については、今山本議長おっしゃったとおり、これまでの我々行政のほうでも行ったり来たりというようなこともございまして、管理者として一貫性がないということの中で、そう言われても仕方がない状況もございまして。ただ、今回、今一度、事務事業を見直していく中では、当然港湾整備も含めて、当然町側としては事業の行方も今後変わってくるだろうという中で、当然港湾事務所そのものもやはりコスト高が、今こういったものにもつながっているというようなことの中から、今一度見直しをしていきたいということになるかと思っております。その中で、確かに港湾管理者と現場での意見等を踏まえた中でいけば、必ずしもここ

に上がっている捉え方と違う場合もございますが、基本的には今後、港湾管理していく中で港湾管理事務所に職員が詰めて仕事を行わなければならないのかどうかという点では、そうではないのではないのかということも含めて、今一度見直しを検討するという点で今回上げさせていただいているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 私は決して、必ずそれは必要だという立場で物を言っているわけではなくて、町がそういったようなことをきちんと管理上クリアできるというしっかりとした自信を持って臨むなら、それは構わないと思っています。ですから、その辺をしっかりと十分に、現場のほうと協議をされた上で最終的な判断をきちんとお示ししていただきたいと、このように思うわけです。どうも行ったり来たり今ままでしていますので、考え方に一貫性が本当になく見えてしまうのです。その辺のところを、こうだからこうやりますと、こういう部分については、今後このようにやりますので問題ありませんというようなものをきちんとお示しをさせていただいて、1回廃止したけどまた必要だからまた戻りましたなんていうことは、もうやめないと、それはおかしい話ですから。その点、十分協議をして詰めていただきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今、山本議長のほうからお話が合ったとおり、その辺は十分、今後の港の問題等も含めて、そういった一連の中で整理していきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑のお持ちの方。5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 松田です。施設の見直しの特別養護老人ホーム、民間移譲とありますね。平成29年。これはまだ確か、起債が6億ぐらい残っていますね。この起債が。私の記憶ではそんなような気がしているのです。元金含めて。これを移譲ということは、売却するということなのですか、まず。売却するということなのですか。どんな考え方で売却するのかと思って。それを一言お聞きしておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） ただいまの松田委員からの特別養護老人ホームの関係でございますが、これは現在指定管理によって施設の運営をされてございますが、そういったものは継続していった中で、さらにコストの低い手段と代替、そういったものも含めた中で代替できるものの中で、民間で運営できるものであれば移譲等も合わせて検討していきたいということで、具体的にどのようになっているのかということではないです。基本は、指定管理を継続していった中で民間移譲が可能であれば移譲を進めていきたいという考え方の中で、今回上げさせていただいているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 病院の売却の話、これもあったのですが、私も病院の売却どうだろうと言ったら、必ず病院を放すのだったら特養を持っていく、必ず言いますね。病院の売却で話が出ると。セットで。昔から、あのまちが病院売却移譲というときには、必ず特養のセットでと、こういう話だったのです。ですから、やはり病院の、病院がどんな形になるか知らないけれども、特養の借金がまだ恐らく6億ぐらいあると思うのですけれども、その辺をセットで売ったほうが得なのか、残して今のようなやり方が得なのか。私はこれは、性急に急がないでじっくり検討して売却すべきだと、こう思うのですが、

その辺どうですか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず、特養の関係は現在、指定管理で運営してございますので、特に民間譲渡、今近々に急がなければならないという課題だとは町側も現在の状況の中では捉えてございません。そういった中では十分、そういったことが可能なかどうかを含めて、計画期間内に検討をしたいということの中で上げさせていただいてございます。ちょっと病院等の売却のセットという話でしたが、それは特にそういうセットと考えて上げているということではございませんので、お伝えしておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。補助金の見直しと公共施設の見直しというのがあるのだけでも、これは時期的にはいつまで、一応案が出るのですか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 補助金と公共施設の見直しの案の関係でございますが、これにつきましては9月の中旬ころまでに内部のほうで整理をして、20日議会が終わるころまでには町の考え方としてまとめたいということで、今作業を進めてございますので、基本的に公表できる段階になると、10月1日にプラン案を説明すると同時ぐらいに、現在なるかというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。ちょっと1、2点私からも聞いておきたいのですが。内部管理経費の見直しの中の庁舎、小中学校、中央公民館等の清掃業務委託の直営化と書いているのですが、この直営という意味を、全部職員さんが全員でやるのだという意味なのか、新たな組織なのか、どういう意味の直営ということなのか、教えていただきたいのと、この計画全体での目標金額、平成26年度で5,000万円、27年度で5,500万、そして以後6,000万というふうにお聞きしましたが、この前段階で出していただいた、このままで現状見直しの中での歳入不足、現金が足りない部分で、平成26年度1億7,200万、3億4,500万、4億6,100万と続いていきますが、金額がふえていっているものですから、私はこの目標金額が単年度単年度でふえていくというふうに理解していたのですが、事務事業の見直しで1年目が5,000万、その次の年がプラスアルファでまた5,500万円やるという認識でいたのですが、これはどういうふうな目標金額設定になっているのでしょうか。ちょっともう一度説明お願いしたいのですが。

須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず、清掃業務の直営化ということでございますが、ここは、現在委託している清掃業務を、委託を廃止して町独自で行うという考え方でございます。それによりまして消費税だとか、一定の管理費の削減を図ろうという考え方で上げさせていただいているということでございます。また、この対策の効果額の関係でございますが、これにつきましては、先だって説明させていただいた中で最大6,000万ということの中でいけば、今お示ししている対策項目の中で、今試算として効果額が見込めるものの金額として最大で6,000万ということで、26年度すぐに、実際に実施年度等を記載させていただいていますので、その実施年度に基づいて効果額を試算した場合、試算できるものとして5,000万ありますと。次の27年度では5,500万ということは500万上積みになりますと。次の28年度以降になりますと、最大で6,000万の効果額が生まれるということで、約27年から28年度以降に1,000万の上積みになるという意味合いでご説明をさせていただきました。



○委員長（小西秀延君） わかりました。最初の1点目の委託しているのを廃止して町独自でということとはわかりやすくいうと、臨時の職員さんとかをふやして町が一般会計の中で、独自の組織をつくるというか、清掃業務等の専業の職員を雇うということで理解してよろしいですか。

須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 町に直営で行うということは、現在委託で行っているものを町独自で行うということは、清掃にかかる業務を行うものとして臨時職員等を雇い入れて実施するという考え方です。先ほどもお話したとおり、それによって、これから消費税の増税も検討されていますし、それから管理経費等の削減につながるということで、逆に委託することによってコスト増につながっているものを見直しを図るということでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 3時20分

---

再 開 午 後 3時30分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

きょう会議の冒頭でお話した予定では、この後、議員間の自由討議という形で進むというご説明をいたしました。本日の会議の進行の中で皆様からのご意見、そして、この事務事業の見直しの中の補助金、そして公共施設の見直し等もまだ出ていないということで、こちらのほうも事務事業の見直しの一環ということでございますので、揃ってから皆さんの議員の自由討議をいただいたほうがスムーズに進行するのではないかとということで、ただいま小委員長と協議をさせていただきました。この後に本日の会議をここまですとどめて、小委員会では今後の進め方をまた再度協議していきたいと思いますが、この特別委員会の進行上の進め方等で、もしこの場で皆さまからの新たな、きょう出た以外の新たなご意見等がございましたら、ここで聞きまして、それも小委員会に図ろうと思いますが、何かございませうでしょうか。よろしいでしょうか。きょう出た意見を踏まえて小委員会でもう一度進め方を図らせていただきたいと思います。それで、そのように諮りまして、本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、次回の会議は10月1日、行政からの提案が新たなものが出るということになっておりますので、その日に特別委員会を開催することが小委員会で決定されておりますので、そのようにスケジュール上は進みたいと思います。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、きょうの会議はこの辺にとどめたいと思います。

以上をもちまして、会議を閉会いたします。

（午後 3時32分）